

京都市消防団及び消防団員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第98号

京都市消防団及び消防団員表彰規則の一部を改正する規則

京都市消防団及び消防団員表彰規則の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に京北町消防団員であった者がその職にあった期間は、団員の職にあった期間とみなしてこの規則の規定を適用する。
- 3 編入日前に通算して10年以上京北町消防団員の職にあった者は、第3条第1項第5号の規定にかかわらず、その職にあった期間と団員の職にあった期間とを通算して20年(通算して20年以上京北町消防団員の職にあった者にあつては、30年)を経過したときに、同号に準じて表彰するものとする。この場合において、当該表彰を受けた者は、同号の表彰を受けた者とみなす。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

(消防局総務部庶務課)